

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和3年3月22日（月曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時33分 散会

付託事件

議案第8号，議案第9号，議案第10号，議案第11号，議案第12号，議案第13号，議案第14号，議案第15号，議案第16号，議案第17号，議案第18号，議案第19号，議案第20号，議案第21号，議案第22号，議案第23号，議案第24号，議案第25号，議案第26号，議案第27号，議案第28号，議案第32号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第33号，議案第39号，議案第40号，議案第41号，議案第42号，議案第47号中第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款並びに第2表継続費補正中第10款，議案第53号，議案第56号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 8号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ② 議案第 9号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第10号 水戸市障害者支援施設基準条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第11号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第12号 水戸市地域活動支援センター基準条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第13号 水戸市福祉ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第14号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第15号 水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第16号 水戸市養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第17号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第18号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑫ 議案第19号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑬ 議案第20号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑭ 議案第21号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑮ 議案第22号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑯ 議案第23号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑰ 議案第24号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例
- ⑱ 議案第25号 水戸市介護老人保健施設基準条例の一部を改正する条例

- ⑲ 議案第 2 6 号 水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例
- ⑳ 議案第 2 7 号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ㉑ 議案第 2 8 号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例
- ㉒ 議案第 3 2 号 令和 3 年度水戸市一般会計予算中第 1 表中歳出中第 3 款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第 4 款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第 1 0 款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第 2 表継続費中第 3 款（民生費）及び第 1 0 款（教育費）並びに第 3 表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ㉓ 議案第 3 3 号 令和 3 年度水戸市国民健康保険会計予算
- ㉔ 議案第 3 9 号 令和 3 年度水戸市介護保険会計予算
- ㉕ 議案第 4 0 号 令和 3 年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ㉖ 議案第 4 1 号 令和 3 年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ㉗ 議案第 4 2 号 令和 3 年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算
- ㉘ 議案第 4 7 号 令和 2 年度水戸市一般会計補正予算（第 1 1 号）中第 1 表中歳出中第 3 款（民生費），第 4 款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第 1 0 款（教育費）並びに第 2 表継続費補正中第 1 0 款（教育費）
- ㉙ 議案第 5 3 号 令和 2 年度水戸市介護保険会計補正予算（第 3 号）
- ㉚ 議案第 5 6 号 財産の取得について（学校教育用大型提示装置）

2 出席委員（7名）

委員 長	鈴 木 宣 子 君	副 委 員 長	綿 引 健 君
委 員	土 田 記 代 美 君	委 員	木 本 信 太 郎 君
委 員	後 藤 通 子 君	委 員	袴 塚 孝 雄 君
委 員	田 口 米 蔵 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君		
福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	横 須 賀 好 洋 君	福 祉 事 務 所 参 事 兼 子 ども 課 長	柴 崎 佳 子 君
福 祉 事 務 所 参 事 兼 福 祉 指 導 課 長	大 久 保 克 哉 君	福 祉 総 務 課 長	堀 江 博 之 君
生 活 福 祉 課 長	櫻 井 学 君	障 害 福 祉 課 長	平 澤 健 一 君
高 齢 福 祉 課 長	野 口 奈 津 子 君	介 護 保 險 課 長	荻 沼 学 君
保 健 医 療 部 長	大 曾 根 明 子 君	保 健 医 療 部 副 部 長	田 中 誠 一 君

保健所長	土井幹雄君	保健所技監兼 保健衛生課長	前田亨君
保健所参事兼 保健予防課長	小林秀一郎君	保健医療部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
保健総務課長	小林かおり君	地域保健課長	龍田晴美君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事	橋義孝君	教育委員会 事務局教育部 参事	菊池浩康君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 歴史文化財 課長	白石嘉亮君	総合教育研究 所長	春原孝政君
学校管理課長	細谷康之君	学校保健給食 課長	小川佐栄子君
学校施設課長	和田英嗣君	生涯学習課長	野澤昌永君
放課後児童 課長	大和敦子君	中央図書館長	松本崇君
総合教育 研究所副所長	湯澤康一君		
6 事務局職員出席者			
法制調査係長	富岡淳君	書記	昆節夫君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第8号ほか29件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第8号ほか29件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、前回の委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部から提出を受けておりますので、説明を求めてまいります。

初めに、議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分に関する資料について執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 それでは、議案第32号参考資料といたしまして、（仮称）西部いきいき交流センター建設事業につきまして、福祉部高齢福祉課提出の資料により御説明いたします。

まず、構造につきましては、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積につきましては、ピロティー駐車場266平方メートルを含み、1,779.48平方メートルでございます。

建設地につきましては、市営河和田住宅に隣接する旧河和田保育所跡地、河和田3丁目地内、敷地面積が2,858.84平方メートルでございます。

計画諸室等につきましては、2ページ以降の図面により、御説明させていただきます。

まず、建物の配置といたしまして、南側に隣接いたします市営住宅からの日陰の影響なども考慮し、敷地の北西側に配置いたしました。駐車台数は50台を確保し、ピロティー付近に車椅子利用者用の駐車場2台分及びその周辺にベビーカー利用などの子育て利用者へ配慮した、通常の駐車場スペースよりも広い駐車場を設けております。また、敷地の手前側には20台程度の駐輪場を設けてございます。

続きまして、3ページの1階平面図を御覧ください。

中央付近の白抜きの三角のマーク、こちらが玄関でございます。多世代交流スペースは玄関ホール付近に設け、高齢者、子ども世帯のどちらの利用者も利用しやすいようにしております。そのほか、1階部分には、多目的ルーム、プレイルーム、授乳室、健康・育児相談室、調理室が設置されており、いずれも既存のいきいき交流センターにはなかった機能でございます。

多目的ルームには、可動間仕切りが設けられ、一体利用、分割利用ができるようになっており、例えば、子育て中の親世代のサークル活動などに利用していただけると考えております。

プレイルームはお子様が多目的に遊べる場として、調理室につきましては介護予防の栄養教室や離乳食講座、多世代での料理教室などの活用を想定しております。

また、2階への階段はバリアフリー仕様で、段差が16センチ以下のなだらかなものとなっております、エレ

ベーターは車椅子やストレッチャーにも対応できる仕様となっております。

ページを返していただきまして、4ページ、2階平面図を御覧ください。

2階部分は、既存のいきいき交流センターの機能をワンフロアに集約させた形となっております。集約することにより、1階と2階を行き来するという負担が少なく活動していただけたらと考えております。

多目的ホールは軽運動に対応した空間、焼き窯室、作業室は陶芸作業、工作作業用として、研修室、会議室は可動間仕切りが設けられ、一体利用、分割利用ができる部屋となっております。また、浴室、脱衣室、湯上がり休憩スペース、和室を一角にまとめることで、気軽にくつろげ、交流の場となる空間としております。

非常時における避難の対応といたしまして、建物内部の階段をどの場所からも避難がしやすい建物の中心に位置し、外部の非常階段を北側と西側の2か所に設置するなど、避難経路を確保しているところでございます。

ページを1ページに戻していただきまして、予算額につきましては、令和3年度から3か年の継続事業を予定しており、総事業費は7億1,500万円、令和3年度の予算内示額は1億3,800万円でございます。

説明は以上でございます。お願いいたします。

○鈴木委員長 それでは、質疑のある方は発言をお願いします。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、これ、2階なんですけれども、非常口の1か所はトイレの中を通過して避難するんですか。多目的トイレの中を通過して避難するようには見えるんですが。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 申し訳ございません、こちら、ちょっと図面が少しずれているところでございます。トイレを通るのではなくて、廊下の突き当たりのところから出られるようになっております。申し訳ございません。

○袴塚委員 そうすると、女性のトイレが入れなくなっちゃうな。ここの構造って、この図面が出てきたんでこの図面を基にちょっと言っているんだけど、このままだと結局、いずれにしてもトイレの中をくぐり抜けるような形になっちゃう。この多目的トイレは相談室側にずれるんですか、それともトイレ側にずれるのか、ここら辺の形状って変わる予定ですか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 申し訳ございません。再度説明いたします。

多目的トイレの入り口は女子トイレのほう側に向いているような形になっております。非常階段の出入口は多目的トイレの出入口側の突き当たりの壁のところ非常階段の出入口になってございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっとこれ、ちゃんとなっているんだと思うけれども、女子トイレのほうに多目的トイレが行くとね、女子トイレの入り口がなくなっちゃう、この図面でいくと。この図面で丸々女子トイレの入り口のはり型のこっち側に移動しますよということであると、女子トイレの入り口がなくなっちゃいますよねと。これ急遽出してくれと言ったから、訂正ができていないのかも分からないけれども、いずれにしても、これ、

委員会の提出資料ですから、できればね、オーソドックスな、普通の訂正後の資料を出していただければよかったですのかなと、ちょっと気になりました。

それから、1階の駐車場なんですが、これピロティー含めて駐車場がありますよという話をしたんですけども、この50台というのはピロティー部分も入れて50台ですか、それとも、一般の車両だけで50台あるんですか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ピロティー部分も含めての50台になってございます。

○袴塚委員 そうすると、一般は40台程度ですかね、38台ぐらい。この西というエリアを考えたときに、これ、団地の人は歩いてこれられると思うんですけども、一般の方がお使いになるということになると、あの地域を見てもね、やっぱり住宅が点在しているので、そういう方たちがお見えになるということですので、これで発注するということですから致し方ありませんけれども、ちょっと駐車場の整理をね、やっぱりしていただかないときついかな。これ、職員さんはここに置かないですね。分かりました。いずれにしても、市民が必要としているところですから、特に夕方の焼き窯ね、陶芸をする方の焼くところがね、ほかは常澄に持っていったり、いろんなところへ持っていったりして焼いてもらっている部分もありますから、それが附属してできたということについてはよかったですというふうに思います。いずれにしても、早い時期に完成できるように、しっかり頑張ってください。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

次に、第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分に関する資料について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、同じく議案書②、196ページ、197ページの第10款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費及び、200ページ、201ページの3項中学校費、1目中学校管理費に計上してございます、小中学校教育用コンピューター経費に関しまして、改めて、本日提出の学校施設課提出資料により御説明いたします。

令和3年度予算として計上しております教育用コンピューター経費の内訳につきましては、需用費、委託料、使用料及び賃借料でございます。

需用費につきましては、学校で使用しているコンピューター機器に対して保証の範囲外での破損等が生じた場合に修理するための費用を見込んでおります。

次に、委託料につきましては、令和2年度に整備を行いました学校教育用タブレット端末及び校内LANの保守管理業務委託に係る費用を新たに見込んでおります。

次に、使用料及び賃借料につきましては、平成29年度と平成30年度に使用を開始しております教育用タブレット端末等にかかる令和3年度分のリース費用を見込んでおります。また、教職員用のパソコンとして既に導入している校務用コンピューターや教職員の業務を円滑にするため導入している校務支援システムのリース料について計上しております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、質疑のある方は発言を願います。

田口委員。

○田口委員 この表で下の合計を見ると、これ、差が生じているんですけども、この差はどのような解釈をすればいいですか。合計の欄のところ、2年度予算、中学校費では若干マイナスになっている。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 ただいまの御質問にお答えいたします。

本資料の下のほうですね、合計欄という色付きのところがございますけれども、これが令和3年度の当初予算、今、予算書に載っている数字で、令和2年度というのが昨年度です。で、差がついておりますのは、それぞれ内訳に若干ずつの動きがありますけれども、大きくは中段の委託料という部分ですね、ここが、令和3年度は新規に入ってきた部分でございます。それから、使用料及び賃借料で令和2年度には計上していたものが若干減るといふものもございまして、トータルでこういった差が出ております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 私のほうで資料を請求したんで、ちょっと質問させていただきますけれども、委託料というのは、これ、令和3年度にかかる費用ですよ、令和3年度にね。ですから、現在準備している、その費用がかかりますよと。で、これはもうずっとこのままかかるということで考えていいんですか、この費用は。毎年これだけの費用がかかって維持管理をするんですよという考え方ですか。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 ただいまの御質問にお答えいたします。

委託料の内訳として2つございまして、まず初めに、下の校内LAN保守管理業務委託、これに関しましては長期継続契約ということでございまして、この金額が令和4年度までかかります。それから、上の段の学校教育用タブレット端末保守管理業務委託につきましては、今回予算に計上しておりまして、これから競争入札で価格が決定しますので、この金額からは少し変わるのかなと思っております。ただ、おおむねそのタブレットを使っている間はこのぐらにかかるとはならないかというふうに考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、この費用は下に書いてある使用料、賃借料、これは今現在リースで使っているという分ですよ、これね、今現在ね。この費用はここには含んでいないのは当然ですけども、この使用料、賃借料、これの方向性というのは、年度切替えがいつなのか、それとも、今後、これについてはどんなふうを考えていくのか、ちょっとお聞かせいただいてもいいですか。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 ただいまの御質問にお答えいたします。

使用料及び賃借料の1つ目の項目であります教育用タブレット端末等賃借（1期）、これに関しましては令和4年度の半ば9月までです。それから、その下の2期、これに関しましては令和5年度の半ばまででございます。

この2つにつきましては、今回のGIGAスクールが始まる前に各学校に40台、あるいは20台という形で各学校においてコンピューター教室で使っていた端末でございまして、これについてはGIGAスクールのほうが昨年度から始まって1人1台の端末ということになりましたので、更新時期がきたときに、今後どうするかということは十分に検討してまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ、賃貸で使われているから、これだけの費用がかかってしまうというのは致し方ないことではないかなと思いますけれども、基本的に購入に勝るものはないんだ、買い方によるんだけれども、リース代というのはやっぱり品代プラス金利と、こういう考え方なので、その後のメンテをどうするのかという部分も含めてね、やっぱり購入の場合には検討して買っていただかないと、少ない予算の中で、現実にはこんなところに金を使うんだったら子どもたちのためにもっと何か改善できないかというようなところにお金を使ってもらったほうが教育予算としては大変ありがたい。特にマンパワーが足りないとか、いろんなことを言われている状況ですから、できれば、設備については、機械ですから、1回整備したならば、あとは安いリース料、メンテで費用負担をしていく。それで、その分の空いた予算を、やっぱり子どもたち一人一人に適用するような、きめ細かい教育が提供できるような形で使っていただくというようなことが、私は一番大事なんだというふうに思っています。

今、ここから先考えますよということですがけれども、ちょっと1億6,400万円という数字は決して小さい数字ではないので、この辺については契約更新とかですね、もしそういうことがある場合にはしっかりと内部検討して、そして、できるだけ毎月の費用負担を少なくするような、そういうふうな形で考えていただきたいなというふうに思っています。

で、上の委託料については4年でおおむね終わるということですよ、今の説明ではね。このままこれ再リースしていくんですか。それとも、何か更新予定がおありなんですか。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、委託料の中の下のほうですね、校内LANの整備に関しましては、そこで使っている機器類のライセンスというものもありまして、これが令和4年度の半ばぐらいで切れますので、それは更新する必要があると思います。ただ、校内ネットワークの構築の仕方として、学校に線を張り巡らせてLANとするのか、あるいは、それぞれ端末から直接通信できるような形のものもありますので、その辺りはそのコストを比較してどちらがいいかというのは、今後検討する必要があると思います。

それから、タブレット端末につきましても、現在購入しましたクロームブックでございまして、こちらのライセンスが切れるまでは使いますので、そこまではこの費用がかかってくると、で、その先についてはちょっとまた後で検討するという形になると思います。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この種の機器については、設備を含めてね、やっぱり我々が想像し難いスピードで進んでいるんですね。したがって、やっぱり令和4年度までにはどういうふうな形で進んでいくのか、そして、教育のソフト、いわゆる教える手法ですね、そういうものも恐らくあと2年もたったら物すごく進むんだと思うん

ですよ、これ、タブレット教育が始まって。ですから、そういうところも含めてね、やっぱり有効な手段が取れるように、これについては柔軟に考えていただきたい、このように思っています。

それから、このタブレットに絡んでちょっとお話をさせていただくと、今度の議会の答弁で、実はこのタブレットの持ち帰り使用方法、これについて、答弁の差異があったような気がするんです。で、我々が聞いているのはね、タブレットについては学校でセキュリティーをきちんとして、学校で保管しますよと、こういうような形で、今、委員会の中では論議をされ、そして、それなら安心だねと、こういうことで進めてまいったような気がしているんですが、これについては何か変更があったんでしょうか。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの質問にお答えいたします。

1人1台端末につきましての運用についてですが、国においても、家庭への持ち帰りも含めて十分1人1台端末について活用していただきたいというお話はございまして、本市におきましてもICT機器を家庭学習においても活用してまいりたいと考えてございます。ただ、いきなりすぐに持ち帰るのではなくて、徐々に操作に慣れていきまして、来年度につきましては、必要な児童だけなんですけど、家に自分で使える端末があれば持ち帰る必要はないんですが、必要な児童についてはモデル校で持ち帰って活用してまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 だから、ある議員に対しては、学校にセキュリティーをきちんとして、そこで保管するんだよという答弁をして、片方の議員には令和5年度から持ち帰りをしてやるんだという答弁があったんだよ、今議会だね。これは逆に言うとおかしくないですかという話をしている。で、今、あなたが言うように、国の方針がそういうふうになったんだらば、これまで委員会でこの論議については何度もしているでしょ。特にこれだけの費用をかけて買う事業だから、どうなんですかということは何回もやっているわけだ。それについて、今のような答弁は1回か2回しましたか。いつ通達があったんですか。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

2月の文部科学大臣の発言におきましても、そのような家庭での活用を含めて十分検討をいただきたいというお話がございました。本市でもそういうことも含めて、あとは本市でお願いしておりますICT教育活用アドバイザーからもそういった家庭での活用も含めて検討すべきだというお話がございまして、そのような方向で考えているところでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それはあんたらの考えだよ。だから、同じ議会で、片方はセキュリティーは学校でやんだよ、片方は持ち帰りだよという答弁はおかしくないかと聞いている。あんたらがどう思ったって構わないよ。これまでだよ、そういうスタンスでずっと来たんじゃないの、これ。セキュリティーをもって、パソコン管理は教室できちんとやるんだよという、そういうスタンスで今まで来たんじゃないの。だから、ある人はそういうふうにご答弁している。で、別な人が答弁すれば、来年からは持ち帰るんだと、そういう答弁になっちゃうんだよ。そういう姿勢で子どもを教えたらば、うそをつく子どもしかできないよ。だから、この答弁の差

異は何なんだと聞いているんだよ。そんな2月に文部科学省から話があったかなかったとかという話を聞いているわけじゃねえんだ。同じ時期に同じ議会で何でそんな二重答弁するんだよ。そんなことでいい子どもができるのか、おまえ。

○鈴木委員長 今、袴塚委員さんのほうからありましたけれども、ちょっと私たちが議会の本会議の内容をお聞きしてまして、ちょっと違和感を持ったところがありますので、やはりそこはしっかり統一をしていただいて、私たちにもまた説明を、委員会でもそのような学校での保管ということですと聞いていたところもありますので、そこはぜひ統一していただいて、また報告をいただけたらなど。

志田教育長。

○志田教育長 先ほどの袴塚委員さんの御質問にお答えいたします。

答弁のほうで、もうちょっと丁寧に答弁すればよかったんですけども、令和3年度については、要は家庭でも将来的には持ち帰っていただきたいということで、モデル校的にちょっとやらせていただいて、令和4年度以降に持ち帰りをできればいいなど。その間にはやっぱりいろんなモデル校でやりますので、いろんな課題が出てくると思います。その課題を潰しながら、最終的に持ち帰っていければなど。令和3年度については、やっぱり学校に置く機会が多くなると思いますので、令和3年度についてはやっぱり学校でのセキュリティをちゃんとしていかなきゃなんないと。そこら辺をちょっと丁寧な答弁をしておけばよかったんですけども、ちょっとそこで違和感というか、そごが出たということで、大変申し訳なかったんですけども。

令和3年度については、ちょっとモデル的に持ち帰りをちょっとやってみたいなど。そのときにはほとんど令和3年度は学校に置いておく機会が多いもので、そこでセキュリティをちゃんと学校でもしていかなきゃなんないということなもので、そういうような背景があって、答弁にちょっと丁寧さが欠けたことについてはおわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 教育長ね、やり方は皆さん方がおやりになるんで、我々はね、やるんじゃないとかやれとかという話はしません。ただね、これまで、この委員会の中で、令和3年度に持ち帰るなんていう話は僕は聞いていない。で、文科省から通達が2月にあったんだっつらば、2月でいつあったんだか知らないけれども、議会前委員会があったわけですから、そういうふうな議案にも上がってくる案件なんだから、そういうふうな説明をきちっと丁寧にして、そして、今後の方針を決める。で、答弁をするのであれば、お二人とも同じ答弁でなければ駄目じゃないですか、お二人とも。それが教育委員会の統一した見解、今、教育長が言った答弁だったらば、もう既に令和3年度、来年度からね、この4月から、持ち帰りということを検討することなんでやるということなんでしょう。で、その中でやってみて、いろんな課題を見つけて、4月からは本格スタートするんだよという説明でいいんですよ。で、しょう。そしたらば、そういう話は今まで聞いていないじゃないですか。我々は報告を受けていないんですよ。予算だけ認めろ、セキュリティはやるんだと言っておきながら、一方では、令和3年度から、実はこうやるんですよ、ああやるんですよ、そんなこと今言われたってさ、何のために我々論議してんのよ、じゃ。おかしくないですか。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

私もお話をお伺いしてまして、御説明が十分にできていなかったんだなという部分を感じております。

持ち帰りにつきまして、モデル校等を通して実施をしていきたいというような部分につきましては、2月に急に変わったお話ではありませんで、それ以前、例えば、教育施策推進協議会であるとか、教育委員さんと文教福祉委員さんとの懇談会等でお示しさせていただいた資料の中でも、モデル校を通して実施をしていきたいと、方針自体は急に変更されたものではございません。ただ、答弁の中で、すぐに持ち帰るんだというようなニュアンスになってしまった部分は、本当に申し訳ないというふうに思っているんですけども、方針自体がこの2月に急に変わったというようなことではございません。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 あのね、まあ、教育長は言葉巧みだから、僕らよくついていけないかも分かんないけれども、これまで皆さん方が説明してきたのは、じゃ、何つったんですか。そんな話言いましたか、今までに。非常時は持ち帰ると言ったのは聞いたよ、コロナウイルスとかで在宅授業をしなければならないような状況が起きたときは持ち帰りますよというのは聞いたよ。それ以外は、教室できちんと保管してセキュリティーを守っていきますよ、そう言ったんじゃないのか。違うの。そこを言ってよ。俺が言ってんのが間違っただんなら、俺、ごめんなさいと謝るから。あんたが謝りもしないでさ、今まで言ったのを正当化して、何ふざけるんだよ。だから、今までそういう説明したのか、所長。今までしたのかよ、そんな説明。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

私たちの説明が不十分であったという部分は、今、御意見を伺いまして、十分に御説明できていなかったなという部分で感じております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 まあ、これでやめるけれども、あのね、委員会というのは予算を審議して、我々、少なからずとも、やっぱり教育委員会、子どもが健全に育つ、そういった環境づくりのために、僕らはどうすんだってこういろいろ考えているんだよ。で、その中で、これだけの予算を投じて、GIGAスクールに向けてタブレット端末を買いますよと。そして教育効果を挙げるんだと。反対していないじゃないじゃないですか。ましてね、そういう方向転換があった、そういうことをお考えいただいているのであれば、こういうふうな理由で、子どもたちにも有効活用してもらいたいから、こんなふうな方向に変わっていくんですよというようになことをやっぱりきちんと説明する義務があるんだ、皆さん方は。予算を使っているんだもん。

自分の金でやっているならいいよ、何やったって。公金で買ったものを、我々は心配して、どうすんのかとこれまでいろんな議員がしてたじゃないですか。そのときに、セキュリティーをもってちゃんと守るんだから大丈夫ですよという説明をしてたんだよ、ね。それを、前もって話していましたが、片方は2月から通達があった、ここだっておかしい話なんだからね、この2つの話だっておかしい話なんだよ、これ。

そういうことをね、やっぱりきちんと説明すべきところは説明する、そういうことをしていただかないと、我々だってね、これ生身ですから、常時にこにこはしてらんないんだよ。駄目なものは駄目と言わなくちゃ

なんない立場なんだ。だからもう少し、方向転換があったんならきちんと前もって、いや、今までこういう説明していたんだけど、実はいろんな使い勝手を考えたらこういう方向に変わるんです、そういうことをきちんと言うべきだよ。

私はこれで終わります。

○鈴木委員長 ただいまありましたように、できれば前もって委員会のほうに御報告をいただけると、こういう思いはなかったのかなと思っております。また、本会議での答弁についても、基本的なところは、言葉尻が違うというのはいいかと思うんですけども、やはり根本のところでは変わらないほうが、私たちも聞いていてそういう違和感を持たなかったかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 以上で、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、付託議案につきましては一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について御意見等伺いながら、採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第8号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第8号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例につきましては、反対をさせていただきますので、一つ意見を述べさせていただきます。

改正の中の職員配置の基準の部分で、就労支援員の条件要件を廃止するというもので、なかなか成り手不足、人材不足という中ではあるとは思うんですけども、大切な仕事ですし、これを緩和していくことに賛成しかねるという理由でございます。あと、この後同じく議案第9号、10号、11号につきましても、同じ理由で賛成しかねます。反対しますので、繰り返しになってしまうので、そのようなことで議案第8号に反対いたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤委員 この条例の一部を改正するというので、今後、障害者や高齢者が増えていくことに伴って、人員を柔軟に活用——活用と言いは悪いですよ、人員を柔軟に充てていって、増えていく介助が必要な人たちを支えていくという国の省令に基づく今回の条例改正なんですけれども、ぜひとも地方自治体では、課長さん方は本当に、その実際の現場もよく御存じの方ばかりですので私が言うのもちょっとおこがましいんですけども、ぜひ、現場で働いている方はやっぱり心も体も疲弊してもう駄目になりそうだというような思いで働いている方もおりますので、ぜひそういう現場の声も聞きながら、介護や介助、サービスを受ける人たちの声も聞きつつ様子を見ていただきたいなということを要望します。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第8号について採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第9号について採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 水戸市障害者支援施設基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第10号について採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第11号について採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 水戸市地域活動支援センター基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第12号について採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 水戸市福祉ホーム基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第13号について採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第14号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例につきましては、反対をさせていただきますので、その理由を述べさせていただきます。

やはり従業員数の緩和ということで、看護職員を置かないことができるようにするとか、看護職員を保育士、児童指導員の合計数に含めるといったことでは同じことで、人材がなかなか集まらないというところをこの緩和で乗り切るのではなくて、働く人の待遇改善、また、利用者のサービス向上に向けての充実を図っていただきたいという思いであります。こうした条件の緩和につながっていくものについては賛成しかねるため、反対をいたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回の条例改正は、おおむね職員の緩和策、そういったことが主でありますけれども、やはりこういう時代ですからある程度の緩和をしながら、やっぱり需要に応じていくということは大事なことだというふうに思います。しっかりとですね、管理をしながら、安心、安全が保てるような運営管理をですね、心がけていただくように行政側でも指導育成をしっかりとさせていただきたい、こういうことを申し上げておきます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第14号について採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第15号について採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 水戸市養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第16号 水戸市養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例につきましては、やはり職員配置の基準の部分で生活相談員等々を置かないことができることにするという、条件緩和ということで、賛成しかねます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第16号について採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第17号につきましても反対をさせていただきますので、意見を述べさせていただきます。

まず、職員の専従をしなくてもいいということと、また、設置基準のほうで、これまで10人以下とされていたユニットの入居定員を15人まで広げるといったことで、これも基準の緩和ということになると思います。これによって従業員の方の負担が大きくなったり、さらに利用者のサービスに影響が出たりということが心配される中、やはり、繰り返しになってしまいますけれども、この人員不足は、きつくて大変な割になかなか待遇が厳しいといったようなことで成り手不足、入っても辞めてしまうという方が多いという厳しい現場ですので、むしろこちらの働く人の待遇改善、処遇改善のほうに大きくかじを切って動くべきで、現状にあわせ、ただ緩和していくという政策に、私たちは反対をしております。

こういった理由から、議案第17号に反対しますとともに、議案第18号、19号につきましても同様の理由で反対をいたしますので、よろしく願います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第17号について採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第18号について採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第19号について採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第20号につきましても反対をいたしますので、その理由を述べさせていただきます。

まず、夜間対応の従業者の員数の規定の改正につきましては、オペレーターと訪問介護員を兼務を可能とすることとするといったように、オペレーターさんが介護をしているところに緊急連絡が入ったときとかにはどうするのか、大きな負担になるのではないかということであります。また、夜勤の配置もこれまでよりかなり大きく緩和されるということで、賛成しかねます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第20号について採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第21号につきましても、先ほどの議案第20号と同じ理由と、認知症グループホームにおいて介護支援専門員である計画作成担当者の配置についても緩和できることになるといったことがありまして、同様に賛成しかねるということです。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第21号について採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

後藤委員。

○後藤委員 私、これの主任介護支援専門員についての参考資料を請求させていただいたんですけども、その理由は、今後どのようにケアマネジャーが推移していくのかなというのが知りたかったのが目的でした。

過去の実績から推移していくと考えると、今後主任の介護支援専門員も増えていくだろうという予測が立てられているところであります。それでも6年の経過措置が延長になっていますので、ぜひ、主任じゃないケアマネジャーさんも、主任であるケアマネジャーさんも皆さんで研修を積み重ねていって、これからの地域の介護ケアシステムに備えていただきたいなと要望いたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第22号について採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

ないようですので、議案第23号について採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第24号につきましては反対をさせていただき、また、同じ理由で議案第25号、26号につきましても反対をいたしますので、一つ理由を述べさせていただきます。

従業員の員数の改正の部分で、従来型とユニット型を併設する場合において入所者の職に支障がない場合の介護職員及び看護職員の兼務を可能とすることとするというところでは、この点につきまして、やはり緩めることなく、きちっとした体制でサービスを行っていく、そちらの充実に向けた後押しするような改正ならともかく、逆向きの方向という思いで反対をいたします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第24号について採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 水戸市介護老人保険施設基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第25号について採決いたします。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第26号について採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第27号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては反対をいたしますので、その理由を述べさせていただきます。

今回、介護保険料の値上げで基準額を2,400円、全体で6,747万6,000円の市民負担増となります。介護保険料が負担が重くて滞納している方も多く、2,000人ぐらいいらっしゃるということです。これに対し強制徴収、差押え、利用料の3倍以下の制限なども加えられており、本当に厳しい状態であります。

そもそも介護保険会計で12億円の剰余金がある中で、6億円を基金に積立てるなど、こういった部分を活用したり、様々軽減の工夫をして、重い介護保険料負担を引き下げていくことを目指していただきたいという思いであります。

必要なサービスが必要な人が受けられない、また、滞納に苦しんで生活が脅かされる、こういったことがあってはならないと思っております。重過ぎる負担をさらに増やす改正について、賛成できません。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第27号について採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第28号について採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第32号につきましては反対をさせていただきますので、その理由を幾つか述べさせていただきます。

まず、子どもや教育に関わる事業業務を民間に委ねることについて反対であります。

今回、開放学級が一気に全校に委託となります。これにつきましても、そもそも昨年度、1校だけで試しにやってみるという話が、その年度内で13校に増やすと、また、13校に増えた今年度がまだ終わっていない中で、また一気に全市に広げていくという、あまりに拙速なやり方、民間委託された各教室の現状把握、状況把握、また、請け負う会社によってのかなり違いが出てきているといった、そういった検証もしっかりとなされていない中で、ただただ強引に進めていくやり方に本当に反対です。

また、給食の民間委託につきましても、同じく反対をしております。

とにかく、子ども、教育、こういったことに関わるものはしっかりと直営で市が責任を持ってコミットしていき、やるべき仕事と考えております。

もう1点、幼稚園の廃止に向けた方針ののっとりしていくやり方にも反対であります。

今年度、五軒幼稚園がいきなり廃止になりました。五軒幼稚園にしても、来年度からなくなる飯富幼稚園にしても、現在いる園児さんを転園させてまで廃止をしていったと。で、市立幼稚園につきましてもは定員割れの状況長く続いていたと思いますが、これにはやはり、なかなか活用しにくいという事情がありました。そこを改善、工夫することなく、ただただ減っていくのに任せ、今後も廃止する方向ということに納得がいきません。

もう1点、学校の改修、補修、こういったものの予算につきましても、もっと拡充を求めたいと思います。長寿命化の改修工事が今進んでいる学校は本当にすてきな、快適な学校になっている一方で、その順番を待っている学校は年々不具合、故障などが重なって、大変な苦労しながら、先生方も子どもたちも不便な思いで過ごしています。こういったことに対してスピード感を持って、また、丁寧に補修、改修、使いやすい学校施設環境をつくっていくということが、水戸市としての大きな責務だと考えております。これがなかなか進まない予算であります。この拡充と学校環境の整備のスピードアップを求める思いであります。

ほかに幾つかあるんですけども、とにかくこちらの委員会所管の部分は教育の問題、福祉の問題、市民サービスの問題、多々ある中で、市民の立場に立って、サービス、教育、こういったものを充実していくための予算の不十分さを感じるところであります。

こういった理由から本予算には賛成できかねます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 昨日からの論議を踏まえてまとめていただければ大変うれしいなというふうに思いますが、特に医療費の中でコロナウイルス関係の予算がありますけれども、これについては変異型の対応、それから、予防接種の在り方等々について、計画的な防疫体制をしっかりとですね、市民理解が得られるように頑張っていたきたいなということを申し上げさせていただきます。

それから、大型工事について、今度のタブレットについてもそうですね、できるだけ地元企業の育成という観点からも地元企業が参入しやすい、そういった体制づくりをですね、しっかりとお考えいただい

て、御発注賜ればというふうに思います。

それから、もう一つは、GIGAスクールがいよいよこの4月から始まるわけでありますけれども、タブレット格差、いわゆる今日、タブレットがうまく活用できる先生に教わっている子どもは、素晴らしい教育ができるのかも分かりません。一方ではなかなかタブレット教育になじめない先生もおいでになる、そのために、そのサポーターを養成するということをございますけれども、しかしながら、先生の数にマンツーマンではいかないと、こういうふうな程遠い数字であるというような中で、タブレット教育の格差が生じないような、そういった現場管理の仕方、そして進行の管理、運営、こういったものをですね、これ校長さんがやるわけでありますけれども、校長さんにもこういったものに得て不得手がおありになるんだと、このように思っています。したがって、そういったところの配慮を教育委員会としてもしっかりと見極めながら教育力の増進に努めていただきたいと、こういうことを意見として申し上げさせていただきたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第32号について採決いたします。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 令和3年度水戸市国民健康保険会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第33号 令和3年度水戸市国民健康保険会計予算につきましては反対をいたしますので、意見を述べさせていただきます。

そもそも国保税については高過ぎて払えない滞納者が大きく増えている、これはそもそも国の制度設計の問題が大きいわけですが、その中でも実施主体である市町村が工夫し、保険料の軽減をしていくことができる会計でもあります。この間、国保会計は黒字が続いておりますし、一般会計繰入れを減らしている。この部分を利用して、高い保険料の値下げこそ考えるべきだと主張してまいりました。

滞納に対する制裁も過酷でありまして、茨城県租税債権管理機構にまで委託をして取り立てているという状況であります。また、今回県の方針で、これまでの3方式から2方式に替えていくということでそのシステム料等も計上されておりますが、2方式に替えることでさらに大きな保険税の値上げが見込まれております。

市長、水戸市の努力で、本来は国の制度設計の改善が求められるんですけれども、市でできることは精いっぱいやっていただきたいという思いで、高過ぎる国保税の値下げを求めたいと思います。

以上の理由で本議案には反対をいたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第33号について採決いたします。

議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 令和3年度水戸市介護保険会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第39号 令和3年度水戸市介護保険会計予算につきましては反対をいたします。先ほど条例改正でも反対いたしましたように、今回の保険料の値上げにつきまして反対の立場のため、この予算に賛成できません。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第39号について採決いたします。

議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 令和3年度水戸市介護サービス事業会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第40号について採決いたします。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 令和3年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第41号 令和3年度水戸市後期高齢者医療会計予算につきましても反対をさせていただきますので、その理由を述べさせていただきます。

後期高齢者医療保険につきましても、やはり負担が重く、滞納される方も多い保険であります。そんな中、保険料の負担が大きくて必要な医療が受けられない、あるいはその負担で生活に困窮するといった悪循環も起きている中、高齢者の方の命、健康を守るための保険が逆に重い負担となっている現状があります。

そんな中、滞納した方に短期保険証を発行するなど、制裁ではなく、よりきめ細やかな相談、減免に努めるべき保険であります。市として、市民の負担軽減のほうに向かって動いていただきたいという思いで、本会計予算には反対をいたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第41号について採決いたします。

議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 令和3年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第42号について採決いたします。

議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第10款（教育費）について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第47号につきましては賛成をいたしますが、1点だけ意見要望を述べさせていただきます。

給食室のエアコン設置3校が含まれております。今後も進んでいくとは思いますが、本当に今の気候、異常気象の中で夏場の給食室の業務が本当に過酷です。スピードアップして前倒しして全校に進めていただけますよう要望いたしまして、本議案には賛成いたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第47号について採決いたします。

議案第47号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）について、御意見等がございま

したら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第53号につきましては反対をいたしますので、その理由を述べさせていただきます。

前年度、剰余金繰越金のうち6億2,500万円を準備基金に積み立てるという議案でございます。この剰余金を活用し値上げを抑えることこそすべきでありまして、本会計に反対をいたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第53号について採決いたします。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 財産の取得について（学校教育用大型提示装置）について、御意見等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 これはGIGAスクールに向けての財産取得でございますが、納期が8月31日までと、こういうふうになっております。GIGAスクールが4月から始まるんで、できるだけ早い対応をしていただいで、スムーズな学校運営に寄与するように、特に業者と話し合いをしながら、早急な納品を促していただきたいと、このように思っていますのでよろしく願います。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 議案第56号につきましては賛成をしますが、私も1点要望というか意見を述べさせていただきます。

大型モニターが各教室に入ることなんですけれども、この間幾つかの小学校の教室を見てきまして、余裕のあるところはいいんですけども、石川小学校とかも1クラス40人近くいて、ぎゅうぎゅうで密の中にいるところに、タブレットのロッカーが入ってきたところにちょうど出くわしたんですけども、それだけでも狭くなるところにまた大型モニターが入っていくということで、教室の中の状況、各学校によって違うと思いますけれども、きつきつになっているところで子どもたちの安全とか、日常の学校生活に支障が起きないような工夫、配慮を考えていただきたいということが1点と、視察で下大野小学校を見ましたけれども、大きなモニターで、今言いましたように、密になって、子どもがもう一番前のもう教卓の前ぐらいまできつきつに座っているような状況の中で、大きな画面が目の前にあるという状況になると、前のほうの子どもたちの目とか健康が心配であります。その点につきましてもきめ細やかな検証、工夫を、各教室ごとをお願いしたいと要望いたしまして、議案には賛成いたします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第56号について採決いたします。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第8号ほか29件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書については、先日の質疑における意見も踏まえながら作成することで、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、この際、特に執行部から3件、発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、堀江福祉総務課長。

○堀江福祉総務課長 貴重なお時間をいただきまして、東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例について、福祉部福祉総務課提出の資料により御説明させていただきます。

1の国の東日本大震災に係る災害援護資金の特例措置の適用期間延長への対応についてでございますが、被災地における被災者の生活再建に適切に対応するため、政令の一部が改正され、令和3年3月31日までと定めている申込期限を、令和4年3月31日まで1年延長となる見通しでございます。

今後、政令の一部を改正する政令が施行された後、この延長措置に対応するため、市の東日本大震災に係る災害援護資金の特例条例の一部改正を専決処分により行う予定ですので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

2の改正内容としましては、申込期限を令和3年3月31日から令和4年3月31日に1年間延長し、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

なお、2ページに新旧対照表を掲載してございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、対象になる方っていうのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、60世帯でございますが、この対象となるものは東日本大震災で甚大な被害を受けた1都9県の被害が全壊、半壊以上の世帯ということでございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、それでは、この件について終わります。

次に、荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、引き続きまして、東日本大震災による被災者に対します介護保険料の減免につきまして、福祉部介護保険課提出の資料により御説明申し上げます。

初めに、1、国の財政支援制度延長への対応といたしまして、本市は、国の財政支援に基づき、東日本大震災による被災者の負担軽減を図るため、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例を制定し、介護保険料の減免を実施してまいりました。令和3年におきましても、国の財政支援は、今国会における予算成立により延長される見通しでございます。

そのため、今後、国の財政支援が確定した後、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所事故における被災者の保険料を減免するため、条例の一部改正を専決処分により行う予定でございます。

次に、2の主な改正内容といたしましては、(1)保険料の減免対象年度は令和3年度分でございます。

(2)減免対象者及び減免割合につきましては、これまでと同様でございますが、次の表にありますとおり、帰還困難区域に住所を有していた被保険者の方及び令和元年度までに避難指示が解除された区域に住所を有していた被保険者ともに全額免除でございますが、避難指示が解除された区域に住所を有していた方のうち上位所得者でございます被保険者個人の合計所得金額が基礎控除前で633万円以上の方は対象外となっております。

なお、参考といたしまして、資料の裏面に避難指示区域の概念図を掲載してございます。裏面でございます。縦線の区域が帰還困難区域で、それ以外の灰色の部分が避難指示が解除された区域となっておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、同じく対象となる方は、市内どのぐらいなのか教えてください。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 今現在15名の方が対象となっております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

それでは、この件について終わります。

次に、川津参事兼国保年金課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 それでは、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免につきまして、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の国の財政支援制度延長への対応といたしましては、先ほど、介護保険課と同様の趣旨でございまして、令和3年度におきましても、東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に係る国民健康保険税を減免するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正を専決処分により行う予定でございます。

2の主な改正内容の減免対象年度、減免対象者及び減免割合につきましても、介護保険課の内容と同様で

ございますので、説明を省かせていただきます。

介護保険課と同様に、裏面に避難指示区域の概念図を載せておりますが、令和2年度中におきましては、帰宅困難区域が解除された地域はございませんので、昨年度と同様となっております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 同じく対象はどのぐらいいらっしゃるのか、教えてください。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 土田委員の質問にお答えいたします。

令和2年度の所得の状況から、令和3年度の対象見込み数を確認しましたところ、現在まで確認できているのは12件ということでございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、この件については終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、特に緊急の案件がない限り、今回が今年度最後の委員会になろうかと思っておりますので、今月末をもって退職されます鈴木参事兼幼児教育課長、龍田地域保健課長より御挨拶をいただきたいと思っております。

初めに、鈴木参事兼幼児教育課長、お願いいたします。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど委員長のほうからありましたとおり、この3月をもちまして定年退職を迎えることになりました。無事この日を迎えられますことは、皆様の御指導、御支援のたまものと心から感謝申し上げます。

これまで、38年振返ってみますと、出だしは今の清掃事務所から始まりまして、間もなく少年自然の家のほうに異動して、それからずっと昭和61年度から教育委員会1本でございました。

文教福祉委員会には、総研の副所長として2年間、そして、幼児教育課長として5年間、皆様のお世話になりました。文教での一番最初の発言は赤塚中学校の放火事件の事故報告をやったことを覚えております。緊張して何をしゃべったか、ちょっと覚えていないんですけども、それが一番最初でした。

そのあと、幼児教育課のほうになりまして、待機児童の解消のため、最重要課題として取り組んでまいりました。民間保育所の整備事業や子ども・子育て支援新制度に国のほうが移行して、いろいろな制度が変わってまいりました。また、認定こども園移行のほうもございまして、今回ずっと懸案でありました公立幼稚園の再編方針ということで、公立幼稚園のほうも認定こども園に移行したり、3年保育に移行できるという

ことで、こちらのほうが皆様の御支援賜りまして、何とか再編方針をつくることができました。本当にありがとうございました。

今後は一市民といたしまして、微力ではございますが、協力をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、委員会在職中は大変お世話になりました。今後の皆様の御健康、御活躍を祈念申し上げまして御挨拶といたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○鈴木委員長 次に、龍田地域保健課長、お願いいたします。

○龍田地域保健課長 本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

私は、昭和58年に当時の衛生部保健衛生課に入職いたしまして、以来38年間、健康づくりの業務のほかに介護保険、それから、地域包括支援センターの業務に従事してまいりました。

私は、保健師として仕事をしてまいりましたので、異動の範囲も限られておりまして、専門職としてのスキルは積み上げてきたつもりではいるんですけども、市政全体を見渡す視点というのは狭くなっていったのかなというふうに感じております。それでも、これまで周囲の方に支えられながら、いろいろなことを教えていただきながら、何とかここまで仕事を続けていくことができました。そういった意味では、私は常に人に恵まれてこられたんだなというふうに思っております。

人の力というのは、組織の力に直結するものだと思いますので、これからの人たちにも強力なチームワークで組織力を高めていってもらえたらいいなというふうに強く感じております。

この文教福祉委員会には、1年間という短い期間ではございましたけれども、大変お世話になりまして、たくさんの学びを得ることができましたことを深く感謝申し上げます。

今後は、微力ではございますけれども、これまでの経験を生かしまして、健康づくりの仕事に少しでも従事していけたらなというふうに考えております。

最後になりましたけれども、皆様方の御健勝と今後ますますの御活躍を祈念いたしまして、私の退職に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。1年間大変お世話になりましてありがとうございました。

（拍手）

○鈴木委員長 それでは、この際、委員会を代表いたしまして御挨拶をさせていただきます。

ただいま、お二人の方から、38年間という本当に長い期間、水戸市の発展のために、また、市民福祉向上のために大変な御尽力をいただきました。本当に長い期間ありがとうございました。心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、これからにつきましては、本当にまだまだお若いお二人でいらっしゃいますので、これからも水戸市の発展のために、さらにお力添えをいただけましたら本当にありがたいと思っております。

また、今後とも、お二人ともお体に留意をされまして、ますますの御活躍をいただけますことを心からお祈り申し上げます、挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時33分 散会